

学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止の基本方針

ア いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

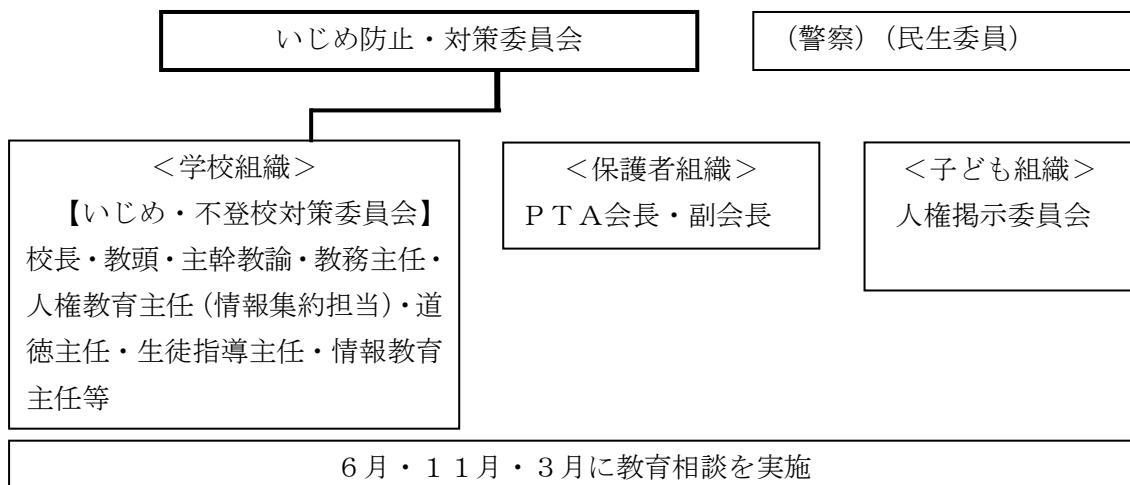
いじめは、社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要であり、いじめの認知は、特定の教職員のみではなく「いじめ防止・対策委員会」等で行う。

イ いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのために学校において、いじめを「しない」「させない」「絶対に許さない」「見過ごさない」という土壤をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。

このため、学校の教育活動の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。

ウ 本校におけるいじめ防止・対策委員会の組織



※情報集約担当者は、いじめ防止・対策における学校の軸となり、隨時情報集約・整理を行ったり情報提供を行ったりする。また、いじめ・不登校対策委員会を計画的に開催し、全職員でいじめ防止・対策に取り組む雰囲気づくりを醸成する。

※重大事態・緊急事態発生時には、学校組織以外の第三者にも拡大し、情報収集、事態把握及び具体的対応を迅速に行う。

(2) いじめへの対応について

ア いじめ未然防止

①「わかる授業づくり・子どもが活躍できる授業づくり」に努める。

→校長・教頭・主幹教諭の授業参観の日常化(週に1回は10分以上参観)

→週指導計画簿は2ヶ月に1回提出(主幹教諭の指導)

→校内研修や自主研修、公開授業等を通した授業力向上

②子どもが安心・安全に生活する規律指導に努める。

→生徒指導の重点化(評価まで考えた指導及び委員会活動の活性化)

→学級会活動の計画的実施

③教師自身の言動の振り返りに努める。

→教師、保護者向けの講演会実施

→運営委員会での反省(月に1回実施)

イ いじめ早期発見

①教師と子どもとの関わりを大事にする。

→休み時間(昼休み)の活動を通した、児童の様子を把握

→学力不振児に対する個別指導の時間を設定(学校全体)

→日記指導等による子どもとの対話を重視

→アンケート調査を実施(必要に応じて教師の面談を実施)

ウ いじめに対する措置

①いじめを確認したら必ず保護者へ連絡し、面談を実施する。

→教頭へ報告し、管理職と関係者で対応

②重大ないじめの場合は、すぐに山鹿市教育委員会や警察にも報告する。

③インターネット等によるいじめの発見・防止に努める。

→情報担当による実態把握

→情報モラル年間計画に基づいて指導を徹底

→学級懇談会や地区懇談会の時に、情報モラルを保護者に指導

エ その他留意事項

○教師自身も、「あいさつ」「時間を守る」「整理整頓」に心がける。

○子どもは、教師の姿を見て育つことを自覚する。

【いじめ防止のための年間計画】

月	取組内容	主担当者	備考
4	<わかる授業づくりの指導：年間>	教頭 主幹教諭 教務主任	* 校長・教頭・主幹教諭の指導
5	いじめ防止基本方針提案（職員会議） <input type="checkbox"/> <u>いじめ防止・対策委員会</u>	主幹教諭	
6	生活アンケート（いじめ調査①） <input type="checkbox"/> <u>いじめ防止・対策委員会</u>	主幹教諭 生徒指導主任	* 学校独自のアンケート調査 * ローテーション道徳 * 体罰防止等の研修を実施
7	情報モラル指導 * P T A主催講演会（授業参観時）	人権委員会 教頭 情報教育主任	* 教師や親向けの講演
8	<input type="checkbox"/> <u>いじめ防止対策委員会</u>	人権教育主任 教頭 主幹教諭	
9	<職員相互での授業参観>	教頭 主幹教諭 P T A会長	
10	<前期 授業評価・振り返り> 学校評価（1回目）	教務主任	* 学校評価は、児童用・保護者用・教師用を作成
11	心のアンケート（いじめ調査②）	主幹教諭 生徒指導主任	
12	<input type="checkbox"/> <u>いじめ防止対策委員会</u>	教務主任 教頭	
1	学校評価（2回目）	教頭 主幹教諭	* 学校評価は、児童用・保護者用・教師用を作成
2	<後期 授業評価・振り返り>	教務主任	
3	年度末反省	人権教育主任 生徒指導主任 主幹教諭	

■週指導計画簿は、2ヶ月に1回確認 ■情報モラルは年間指導計画に基づいて指導